

明らかになった朝鮮人未払い金の実態（『未解決の戦後補償』より）

2012.11.18.Tama.

1930年以降 日中戦争激化、太平洋戦争開戦に伴い、不足する兵力を労働力を植民地の朝鮮半島などから動員した。

労働は強制を伴う強制労働そのものであった。

敗戦後、強制動員された労働者の殆どは朝鮮半島にもどったが、その過程で

賃金等は未払い

強制預金の未返還

労働災害の未補償 などの問題が生じた。

しかし、日本は 1965 年の日韓請求権協定(第 2 条) 両国は日韓併合(1910 年)以前に朝鮮、大韓帝国との間で結んだ条約(1910 年(明治 43 年)に結ばれた日韓併合条約など)の全てをもはや無効であることを確認、完全かつ最終的に解決されたことを前面にだし、被害者原告の請求に応ずる法的義務がないことを主張。

未払い金の返還請求に関しては

日韓請求権協定と法律 144 号で請求権は消滅したとの立場を追認した。

植民地出身者に日本人と同様に戦争の犠牲を受任させ、その財産権を消滅させても違憲ではないとも判断したのである。

中国人戦争被害者が起こした損害賠償責任訴訟... 07 年、4 月 27 日最高裁は日中共同声明で訴求する権力が失われたとする判決をし、司法救済の道を事実上閉ざした。

韓国人被害者に対しては 01 年段階で司法救済を行う責任を自ら放棄していた。

韓国内の過去精算と真相究明の動き

1990 年 8 月、韓国民主化運動が進むと、戦争被害者や遺族の要求に押され、韓国政府は日本政府に対して強制連行関係の名簿の提供をもとめた。

結果...約 10 万人の朝鮮人労働者関係名簿と、約 24 万の朝鮮人の軍人軍属名簿が提出された。

1990 年代には、日本政府や連行企業にたいする謝罪、賠償を求める戦後補償裁判が相次いで起きている。

救済に向けた市民団体が結成され、立法化運動が進められた。

2012 年強制動員被害者救済のための基金設立の動きが本格化。韓国大法院は動員被害者個人の損害賠償請求権を認める判決を出す。

2005, 8 月 韓国政府...

1) 韓日請求権協定は、日本の植民地支配賠償を請求するものではない、韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を解決するもの。

2) 日本軍「慰安婦」問題など、日本政府・軍など国家権力が関与した反人道的不法行為は請求権協定によって解決しておらず、日本政府の法的責任がのこっている。

3) サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定対象には含まれていない。

4) 請求権協定を通じて日本から支払われた三億ドルには、韓国政府の請求権、強制動員被害補償

問題解決性格の資金などが包括的に考慮されている。

5) 請求権協定は、政治交渉を通じた総額決定方式で妥結したが、韓国政府が受給した無償資金のうち相当金額を強制動員被害者の救済にちかわなければならない道義的責任がある。

6) 日帝独占下、反人道的不法行為に対しては外交的対応法案を持続的に講じていき日本軍「慰安婦」問題に関して国連人権委等国际機構を通じて問題定期を継続する、等

供託された未払い金

1945年8月韓国は、日本の敗戦により朝鮮人連などの朝鮮人団体は連行企業に賠償請求を掲げて活動をする。

それに対し、

1946年10月日本は、厚生省「朝鮮人労務者等に対する未払い金その他に関する件」によって未払い賃金、退職金、積立金、有価証券など地方法務局へと供託させ、朝鮮人団体に支払うことを阻止した。

郵便貯金通帳については1947年7月「朝鮮人労務者等に対する未返還郵便貯金通帳に関する件」によって、原簿諸官庁で一括保管するよう日本政府は指示した。

1949年韓国側賠償請求を始めるとGHQ(連合軍司令部)は日本政府に対して未払いの調査を命じ、未払い金は約2億3700万、(主なもの、労働者で1億1000万、軍人軍属分で9000万)

政令22号(1950年5月「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」)により、供託軍人軍属や徴用船員関係などの未払い金が東京法務局へと供託され、供託明細も作成されたが供託の通知は不要とされた。

地方、東京の法務局、各郵便局に未払い賃金や未払い貯金などが保管されていった。

未払い金や供託において名簿が作成されたが、日韓会議での交渉において日本側は韓国に実態や資料を明かさず、逆に被害の証明を求めた。供託明細は隠されてきた。

明らかになった未払い金の実態

1950年、労働省は「韓国朝鮮人労務者に対する未払賃金債務等に関する調査」をおこなった。

労働省から各都道府県の未払い金状況をまとめた一覧表が「経済協力韓国105労働省調査 朝鮮人に対する賃金未払債務調」に収録されている。

東京法務局への供託金の 朝鮮人分... 1億2千万円

地方法務局供託分や未払い金などをくわえると2億ほどになる。

2008年と2010年に供託名簿の一部が韓国政府に送られる。

【台湾】

軍人軍属として約21万人が強制動員された。

1952年日本政府は、台湾の人が日本国籍を失ったことを口実に未払い賃金や郵便貯金などの債務を支払おうとはしなかった。

1977年台湾軍人軍属13人が被害補償を求めて東京地裁に訴える。

結果 原告の敗訴となるが 「著しい不利益」を指摘して「特定甲慰金」を支給する法律制定。

結果、戦没者遺族、重度戦傷者に一人 200万の支払い。計2万9645件、592億、9000万の支払いがされた。

在日韓国人の軍人軍属被害者への弔慰金などの支払いも裁判を経る中で行われていった。日本在住の戦没者・戦傷病者遺族に 260 万、本人には見舞金と特別給付金の計 400 万の支給。 2001 年から計 414 件 11 億 1000 万が支払われた。

が、韓国・朝鮮在住の元軍人軍属については日本からの補償は一切無いままである。
(日韓請求権協定で解決したと法律 144 号)

【サハリン】

未払い郵便貯金...日本政府調査では 朝鮮人分 59 万口座、1 億 7200 万
簡易保険は 22 万件、7000 万円分あるとされるが、これについても現在まで償還されていない。

サハリンの郵貯問題を含め日本が今も未処理のまま保有している外地郵便貯金は 1866 万口座、22 億 6600 万円。

軍事郵便貯金では 70 万口座、21 億 5300 万円。

日本に連行された朝鮮人の未払い郵便貯金は、1949 年の集約では 945 万円が確認されている。

払い戻されていない朝鮮人名義の貯金原簿は郵政省で保管されてきた。

原簿の公開をし支払いを進めるべきだ。

今後この未払い貯金の総額は億単位となるが、今後支払いを行うとするならば、現在の貨幣価値から見て、少なくとも 5000 倍の換算とすべきだろう

未払いの実態を明らかにし、貯金原簿などを公開し、韓国人分の未払い分も進めるべきだ。

問題点